

Date:2022年7月吉日

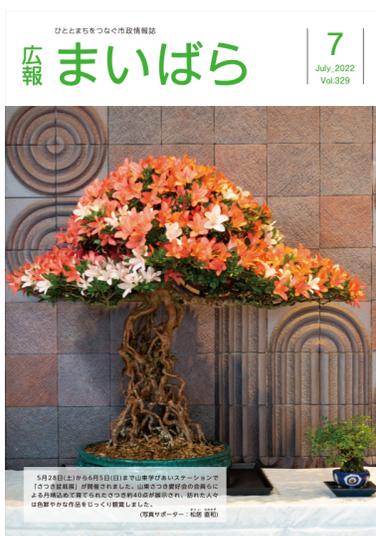
お取引先様各位

初夏の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、幼児教育・保育施設等における感染症対策にお役立て頂くため、滋賀県米原市を通して、市内の幼児教育・保育施設へ「クロラス除菌ウォーター」を寄贈させて頂きました。

【米原市広報誌】



5月13日

(株)空間除菌から除菌ウォーター寄贈

アルコールなどと比べて除菌効果の持続性が高いとされる亜塩素酸水を主成分としたクロラス除菌ウォーター原液と、スプレーボトル等が寄贈されました。寄贈された物品は市内の幼児教育・保育施設で使用されます。



[https://www.city.maibara.lg.jp/material/files/group/5/202207\\_koho.pdf](https://www.city.maibara.lg.jp/material/files/group/5/202207_koho.pdf)

2022年7月7日現在、新型コロナウイルスによる新規感染者は国内で5万人に迫る勢いで急増し、再拡大の様相を呈しております。

オミクロン株となってからは若年層への感染が目立ち、特に幼児への感染から引き起こされる家庭内感染は深刻な社会問題となりえます。

幼稚園や保育所において、幼児間での感染の抑制は非常に難しいだろうと推察されます。

クラスターが発生し、保育所がクローズするような事が起これば、両親は出勤できず社会・経済に与える影響はとて大きなものになります。

そういった中で、正しく、安全で、かつ効果の高い除菌水をお使い頂き、保育士の方々のご負担を可能な限り軽減することは我々の責務であろうと考えております。

現在、亜塩素酸水(クロラス除菌ウォーター)は、厚生労働省所管の「保育所における感染症対策ガイドライン」を始め、様々な省庁の感染対策ガイドラインに掲載されています。

【一部ご紹介】

所管：厚生労働省 子ども家庭局 保育課

文書名：保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版(2021(令和3)年8月一部改訂)

リンク：[gov21 \(dvac.co.jp\)](https://www.dvac.co.jp/gov21)

適用者：保育所

所管：厚生労働省 子ども家庭局 保育課

文書名：保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて(第十三報)

リンク：[gov22 \(dvac.co.jp\)](https://www.dvac.co.jp/gov22)

適用者：保育所

亜塩素酸水の特徴(持続性による有機物存在下での効果等々)への理解が深まり、保育所や介護施設等での使用が推奨されてきております。

その他の省庁の感染症対策ガイドラインの情報など、こちらからご確認くださいませ。

<https://www.dvac.co.jp/userguide/downloads.html#government>

私たち株式会社空間除菌は、社会の役に立つべく、これからも空間除菌システムと亜塩素酸水の普及に尽力いたします。

引き続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

株式会社空間除菌